

**2009年日本政府年次報告（案）**  
**「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」（第98号）**  
**（2007年6月1日～2009年5月31日）**

我が国においては、8月30日に行われた衆議院選挙の結果を受け、9月16日に新政権が発足したところであり、本報告においては事実関係を中心に記述することとしている。今後、必要に応じて追加的な情報を提供する。

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

（1）第3条について

政府は、労働委員会における不当労働行為審査の迅速化及び的確化を図るための労働組合法改正法律案を2004年の国会に提出した。この法律は2004年11月17日に可決成立し、2005年1月1日から施行された。

これに伴い、以下の点について変更があった。

- ① 救済命令又は申立ての棄却に関する「労働組合法第27条第4項」は「労働組合法第27条の12第1項」に変更された。
- ② 救済命令の取り消し等に関する「労働組合法第27条第6項」は「労働組合法第27条の19」に変更された。
- ③ 救済命令の確定及び救済命令違反に関する「労働組合法第27条第9項及び第32条」は「労働組合法第27条の13第1項及び第32条後段」に変更され、使用者が救済命令に違反したときの過料が「10万円以下」から「50万円以下」に変更とされた。
- ④ 緊急命令及び緊急命令違反に関する「労働組合法第27条第7項及び第32条」は「労働組合法第27条の20及び第32条前段」に変更され、使用者が緊急命令に違反したときの過料が「10万円以下」から「50万円以下」に変更された。
- ⑤ 救済命令が確定判決によって支持された場合に違反使用者が処せられる刑罰は、「1年以内の禁錮、若しくは10万円以下の罰金」から「1年以下の禁錮若しくは100万円以下の罰金」に変更された。
- ⑥ 再審査申立てに関する「労働組合法第27条第5項及び第11項」は「労働組合法第27条の15」に変更された。

また、政府は国土交通省設置法等の一部を改正する法律案を2008年の国会に提

出した。この法律は2008年4月25日に可決成立し、2008年10月1日から施行された。

これに伴い、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会を廃止し、船員法の適用を受ける船員に係る集団的紛争調整事務は、船員中央労働委員会から中央労働委員会へ、船員地方労働委員会から都道府県労働委員会に移管された。

## (2) 2008年の条約勧告適用専門家委員会の意見について

### (i) 第1条について

2007年8月27日付け国際労働組合総連合(I T U C)の意見書のうち「解決すべき最後の大きな問題－抵抗を続ける1,047人の国労組織員の地位復活」とは、1987年に行われた日本国有鉄道の分割・民営化に伴うJR各社の不採用問題に関するものである。

本件は、結社の自由委員会において、第1991号案件の勧告(2000年11月)後、フォローアップの枠組みの中で現在取り扱われているものであり、日本政府は同勧告後の進展等を同委員会に対し、随時情報提供しているところである。

### (ii) 第4条1 国の行政に従事していない公務員の交渉権促進について

公務員の労働基本権については、その地位の特殊性と職務の公共性にかんがみ、国民全体の共同利益の保障という見地から、一定の制約のもとに置かれているが、その一方で、人事院勧告制度等を始めとする代償措置が講じられ、有効に機能している。

交渉に関しては、一般職の国家公務員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(以下「特労法」という。)の適用を受ける職員を除く。)及び一般職の地方公務員(地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用又は準用を受ける地方公営企業の職員、地方公共団体に任用される単純労務職員及び特定地方独立行政法人の職員を除く。)について、勤務条件の維持改善を図ることを目的として結成される職員団体に、勤務条件に関し当局と交渉する権利が認められている。この交渉においては、職員団体は、勤務条件に関し不満を表明し、当局に対し適切な措置をとることを要求し、当局は、要求事項については、職員団体と誠意をもって話し合うものであって、合意事項については誠実にこれを履行することとされている。

### 【国家公務員】

団体協約締結権及び争議権が認められていない一般職非現業国家公務員については、代償措置として、中立・第三者機関たる人事院が設けられている。

人事院は、代償措置としての機能を適切に果たすため、職員団体から意見を聴取するための職員団体審議官及び参事官を設置しており、職員の勤務条件に関する国会及び内閣への勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たっては、職

員団体との会見を通じて、職員団体の意見、要求などを聞き、できるだけ勧告等に反映している。

2008年を例にとると、人事院は、職員団体と254回（1月から8月に勧告を行うまでに136回）の公式の会見を行うなど、職員団体から意見聴取及び意見交換を行った。

人事院は、国家公務員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための勧告を行うに当たり、社会情勢全般の把握、民間企業の給与等勤務条件の調査を行うこととしている。特に給与水準については、国家公務員約28万人全員及び全国約11,000民間事業所の約44万人（数字は2008年度）の給与実態調査を毎年行った上で、官民給与について統計的手法に基づき精密な比較を行い、その給与較差を解消することにより官民の給与水準の均衡を図っている。この方式による国家公務員給与の改定は1960年以来長期間にわたり行われている。

2008年8月の人事院勧告においては、国家公務員及び民間の給与実態調査の結果、国家公務員給与（月額）と民間給与（月額）がほぼ均衡していたことから、国家公務員給与（月額）の水準改定は見送った。ただし、医師の給与については、特別改善を行った。また、2006年度から着手している給与構造改革を進めることとした。

政府は、2008年を通じて、給与に関することを含め計35回にわたって職員団体との公式の会見を行っており（そのうち、国務大臣である総務大臣によるものも、合計4回行った）、これを踏まえて、勧告どおりの給与改定を行う一般職給与法の改正案を国会に提出した（この法案は、政府原案のまま可決成立した。）。

このように、一般職の国家公務員については、人事院勧告制度の枠組みにおける給与決定過程に職員団体が関与するシステムとなっており、最高裁も、労働基本権に対する制限の代償として、人事院勧告制度をはじめとした関連措置による保障が制度上整備されている旨判示している。（1973年4月25日の最高裁大法廷判決）

#### 【地方公務員】

一般職の地方公務員の職員の給与については、地方公共団体は、給与等の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないこと（情勢適応の原則）、及び給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないこと（均衡の原則）が法律で定められており、独立かつ公平な機関である人事委員会が、給与を社会一般の情勢に適応したのものにするための勧告を行うという制度が設けられている。この勧告は「給料額の増減」について行われるもので、増額だけでなく、減額の勧告もあり得るものである。地方公共団体においては人事委員会勧告に基づき、又は、人事委員会を置いていない地方公共団体においては人事院勧告に基づく国の措置に準じ、あらゆる

努力を尽くして適切な給与改定を実施しており、一般職の地方公務員については、法制度上も、現実にも適切な給与の支給を受ける利益を享受している。

なお、一部の地方公共団体において、現下の社会経済情勢、危機的な財政事情、行財政改革の推進等の観点にかんがみ、やむを得ず人事委員会勧告どおりの給与改定の実施ができない場合があるが、こうした場合でも、職員団体とは事前に十分な協議を行って妥結を図り、良好な労使関係の維持に十分な配慮をしている。裁判所は、給与改定が人事委員会勧告どおりに実施されなかったとしても、それが県当局の財政事情の下で真にやむを得ない事由による場合には、人事委員会が本来の代償機能を果たしていないと即断すべきではないと判示している（佐教組行政処分無効確認等請求事件に関する1983年5月27日の福岡高裁判決及び1988年1月21日の最高裁第一小法廷判決）。また、給与抑制条例が人事委員会の報告、勧告に沿わないものであることをもって、直ちに代償機能が機能していないということとはできないと判示している（愛知県教職員国家賠償等請求事件に関する2006年2月8日の名古屋高裁判決及び2007年4月19日の最高裁第一小法廷決定）。

(ii) -2 第4条 公務員制度改革について

本年報告の第87号条約年次報告「2. (2) (iii)」をもって日本政府見解としたい。

(3) 2008年10月22日の連合意見書について

本年報告の第87号条約年次報告「2. (4)」をもって日本政府見解としたい。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会